

# 行政手續制度

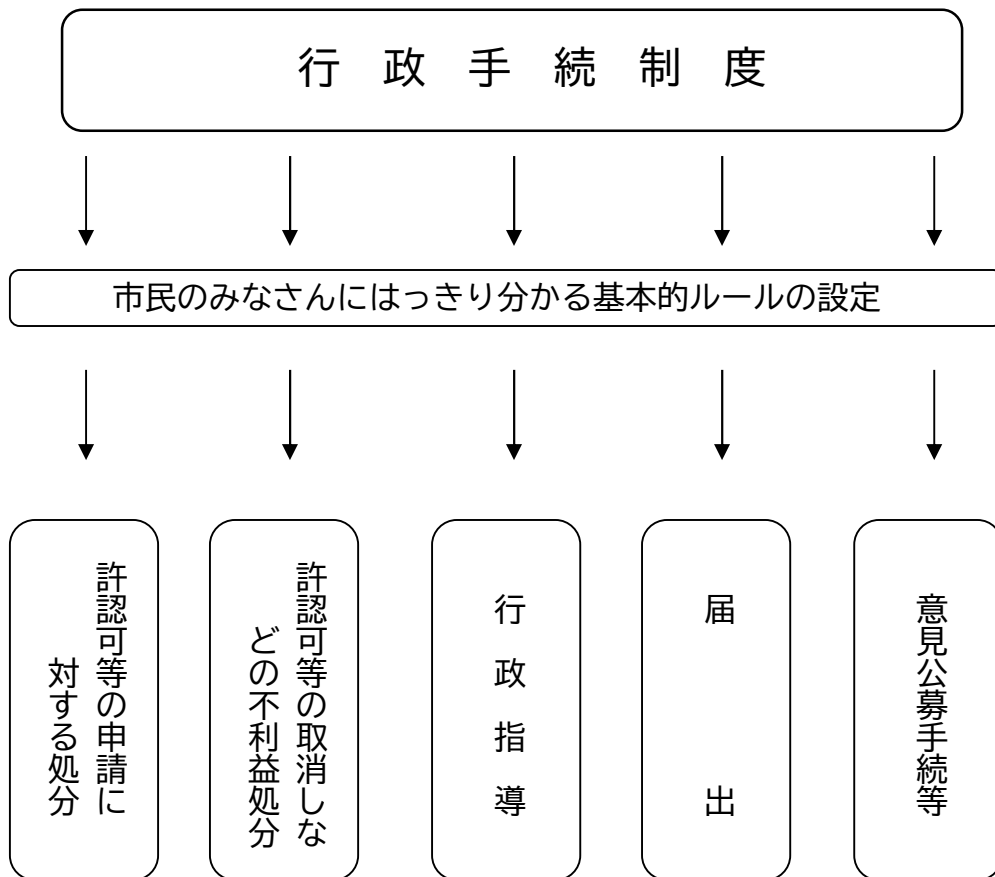


豐 明 市

# 行政手続制度

## 行政手続制度とは

市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資することを目的として、行政の処分、行政指導及び届出に関する手続き並びに命令等を定める手続きに関して遵守すべき基本的なルールを定めたものです。



※ 上記の様々な許認可や行政指導を行う場合の「手順」のことを「行政手続」といいます。

## 申請に対する処分

許可、認可、免許等（以下「許認可等」という。）の申請に対してそれを認めたり又は拒否したりする処分をいいます。（行政手続法（以下「法」という。）第2条第2号及び第3号、豊明市行政手続条例（以下「条例」という。）第2条第3号及び第4号）

（例： 道路占用許可、土砂等の埋立て、地縁団体認可など）

### 基本的なルール

- 1 許認可等になるかどうかの審査基準の設定と公表（法第5条、条例第5条）
- 2 審査の処理にかかる標準処理期間の設定と公表（法第6条、条例第6条）
- 3 申請が到達したときにただちに審査を開始する義務（法第7条、条例第7条）
- 4 拒否処分をする場合に理由を提示する義務（法第8条、条例第8条）

※ 申請の受付拒否はできません。（事前の指導はできます。）

## 不利益処分

法律や条例等に基づき、特定の者に対して直接何らかの義務を負わせるなど、その権利を制限する処分をいいます。（法第2条第4号、条例第2条第5号）

（例： 道路占用許可の取消、生活保護の廃止、営業停止命令など）

### 基本的なルール

- 1 不利益処分についての処分基準を設定し公表（法第12条、条例第12条）
- 2 処分される側の反論（聴聞、弁明）の機会の保障（法第13条、条例第13条）
- 3 不利益処分をする場合に理由を提示する義務（法第14条、条例第14条）

※ 重い処分の場合は聴聞手続を、軽い処分の場合は弁明手続をとります。

## 行政指導

行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内で実現すべき行政目的について、特定の者に協力を求める指導、勧告、助言等の行為で、処分に該当しないものをいいます。(法第2条第6号、条例第2条第6号)

(例： 自転車等の放置、空き缶等の散乱防止、開発行為等に関する指導など )

### 基本的なルール

- 1 指導に従わなかった場合の不利益な取扱いの禁止(法第32条、条例第30条)
- 2 指導の趣旨、内容及び責任者を明確にしておく義務(法第35条、条例第33条)
- 3 相手側の求めがあった場合に書面を交付する義務(法第35条、条例第33条)
- 4 行政指導に関する指針の設定及び公表する義務(法第36条、条例第34条)
- 5 公益上の必要がある場合には、行政指導を継続できること(条例第31条第2項)

※ 指導の事実の公表は不利益な取扱いに当たるとされる場合もあります。

行政指導は、相手方の任意の協力のもとに行うのが原則ですが、市の条例においては、公益上の必要性があると考えられる場合は、相手方の意思にかかわらず、指導を継続できることとしています。

## 届出

法令により、一定のことがらを行政機関に知らせることが直接に義務付けられているものをいいます。(法第2条第7号、条例第2条第7号)

(例： 設置届出、完了届出、事業の報告など )

### 基本的なルール

記載事項、添付書類など形式的要件を満たしている届出が提出された時は、

行政手続制度上の届出手続は完了します。(法第37条、条例第36条)

※ 届出の受理を拒否することはできません。

## 意見公募手続等（パブリックコメント）

---

市の基本的な政策、条例等（以下「政策等」という。）を定める際に、案を公表し、広く一般からの意見を公募する手続をいいます。(法第39条、豊明市パブリックコメント手続要綱（以下「要綱」という。）第2条)

（例：総合計画等の策定又は改定など）

### 基本的なルール

- 1 行政機関は、政策等を定めようとする場合には、その案をあらかじめ公表し、意見提出期限を定めて広く一般の意見を求めます。(法第39条及び第40条、要綱第5条及び第7条)
- 2 提出された意見を十分に考慮し、政策等を定めます。(法第42条、要綱第9条第1項)
- 3 行政機関は、政策等を定めた場合には、当該政策等の公布と同時期に、「提出意見」及び「提出意見を考慮した結果及びその理由」を公表します。(法第43条、要綱第9条第2項)
- 4 上記の公表は、広報とよあけ及び市のホームページに掲載するほか、市が指定する場所でもご覧になれます。(法第45条、要綱第6条)

※ 意見公募手続等については、豊明市ホームページの「パブリックコメント」をご覧ください。

(<https://www.city.toyoake.lg.jp/2847.htm>)

## 電子申請・届出システムについて

---

市では、インターネットを利用した「行政手続のオンライン化」を進め、各種申請・届出手続きを24時間365日可能とする「電子申請・届出システム」を稼働しています。

※ 電子申請届出システムについては、豊明市ホームページの「電子申請・届出システム」をご覧ください。

(<https://www.city.toyoake.lg.jp/3193.htm>)

令和6年4月発行  
〒470-1195

豊明市 市民生活部 総務課  
豊明市新田町子持松1-1